

電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)の一部を改正する法律案 〔テレワーク促進法案〕概要

1 電磁的記録の真正な成立の推定に関する規定の改正(第3条)

【現状の課題】

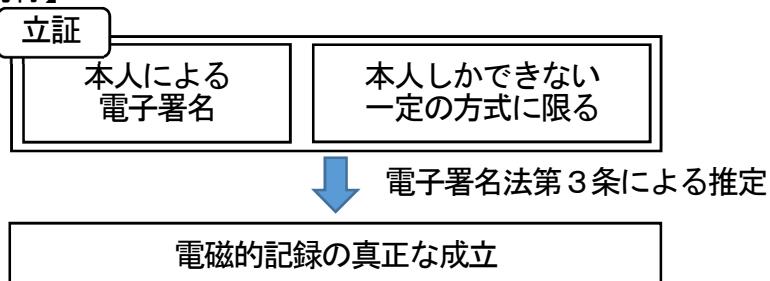
テレワークの促進のためには押印をデジタル化することが必要であるが、電子署名は、本人が電子署名を行ったことが電磁的記録の真正な成立の推定を受けるための立証事項になっているほか、より利便性の高いリモート署名が含まれているか明らかではなく、必ずしも普及しているとはいえない。

【改善策】

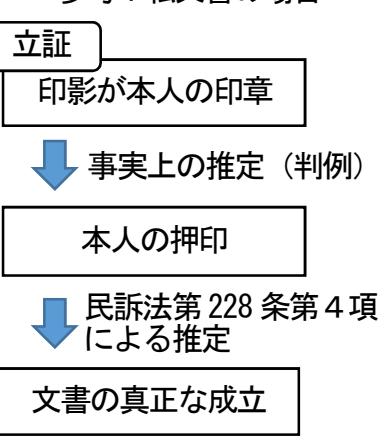
電磁的記録の真正な成立の推定に係る立証事項を整理するとともに、署名鍵等の管理の主体を本人に限定しないこととしリモート署名が含まれることを明記する。

(1) 真正な成立の推定に係る立証事項の整理

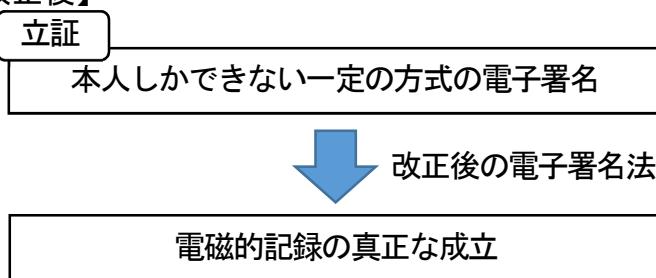
【現行】



参考：私文書の場合

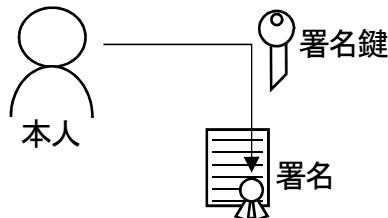


【改正後】

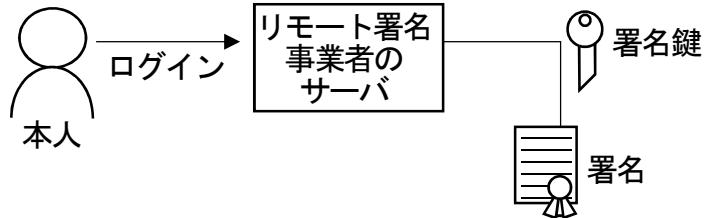


(2) 第3条の電子署名にリモート署名が含まれることの明確化(「管理する」→「管理される」)

【ローカル署名】



【リモート署名】



※リモート署名：リモート署名サービス提供事業者のサーバに本人の署名鍵を設置・保管し、本人が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で本人自らの署名鍵で措置(電子署名)を行うもの

2 電子署名に準ずる措置に係る電磁的記録の真正な成立の推定に関する規定の新設(附則第4条)

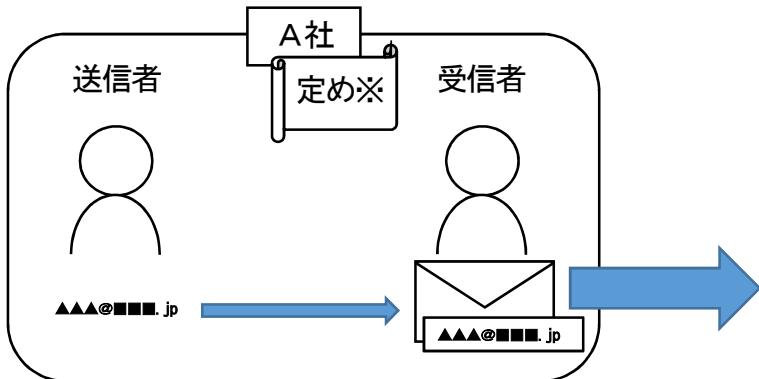
【現状の課題】

電子署名は、1の措置により今後より一層普及すると考えられるが、現状では、1の措置を講じたとしても、中小企業のように導入が容易でない事業者も存在すると思われる。

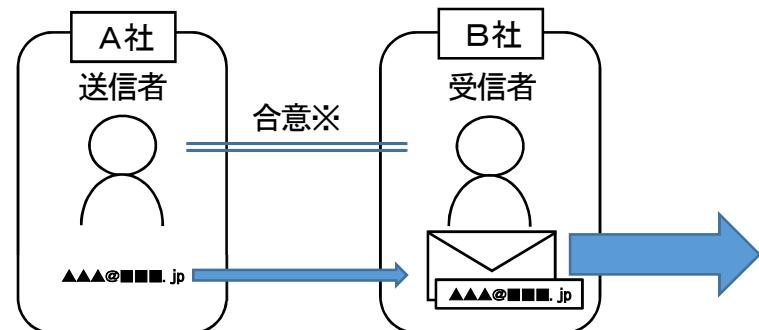
【改善策】

当分の間の措置として、事業者に普及していると考えられる電子メールを利用する方法により、電子署名と同様の電磁的記録の真正な成立の推定を認めることとする。

(1) 同じ会社の社員への電子メール



(2) 他の会社の社員への電子メール



電子メールにより受信した情報を記録した電磁的記録は、当分の間、送信者の作成に係るものとして真正に成立したものと推定（改変の有無の確認措置がある場合に限る）

※①電子メールアドレスが送信者専用

②受信した情報を記録した電磁的記録が真正な成立の推定を受けること